

# 警報発表時等における 豊田市通学バスの運行について

## 1 「暴風(暴風雪)警報」「特別警報」「危険警報」「避難指示(警戒レベル4)」のいずれかが発表または発令された時

以下の地域に「暴風(暴風雪)警報」「特別警報」「危険警報」「避難指示(警戒レベル4)」のいずれかが発表された場合、豊田市通学バスの運行は下記のとおりです。

「暴風(暴風雪)警報」「特別警報」「危険警報」の発表【気象庁】	避難指示(警戒レベル4)の発令【市町村】
岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市 西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町 上記いずれかの市町	学校が所在する市町村、 幼児児童生徒が居住する市町村

- (1) 午前6時30分の時点で「暴風(暴風雪)警報」「特別警報」「危険警報」「避難指示(警戒レベル4)」のいずれかが発表または発令されている場合は、登校時の通学バスは運行しません。
- (2) 通学バス利用の児童生徒は、乗車の時点で「暴風(暴風雪)警報」「特別警報」「危険警報」「避難指示(警戒レベル4)」のいずれかが発表または発令されている場合は、乗車せず、自宅待機となります。その後の対応は、本ハンドブック1～4ページに記載されているとおりの対応となります。
- (3) 「暴風(暴風雪)警報」が解除され、授業を行った場合の下校時は、通学バスは運行します。
- (4) 「暴風(暴風雪)警報」以外の警報(大雨、洪水、大雪等)が発表された場合は、原則として通学バスは運行しますが、登校が危険あるいは困難と思われる場合は、登校を控えてください。

## 2 「南海トラフ地震臨時情報」発表時

(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了)

原則として通常通り、バスは運行されます。

ただし、交通機関の状況や地域の危険度から必要と判断した場合には、臨時休校となることがあります。臨時休校となった場合のバスの運行についてはマチコミメールにてお知らせします。